

期日	地区	場所	時間
4/23 月	滝尾 水越 七滝	玉虫団地内集会所前	9:00 ~ 9:25
		玉虫記念碑前	9:30 ~ 9:40
		横野消防倉庫前	9:45 ~ 10:00
		下梅木バス停前	10:05 ~ 10:15
		上梅木消防倉庫前	10:20 ~ 10:30
		粒麦消防倉庫前	10:40 ~ 10:45
		五ヶ瀬公民館	11:00 ~ 11:10
		旧農協水越支所前	11:20 ~ 11:35
		有水公民館前	11:40 ~ 11:50
4/26 木	滝尾 七滝 御船 滝川	藤木三叉路	12:00 ~ 12:10
		川嶋橋前	12:15 ~ 12:30
		下鶴公民館前	9:00 ~ 9:10
		東上野消防倉庫前	9:20 ~ 9:35
		旧農協七滝支所前	9:40 ~ 10:00
		福島商店前	10:05 ~ 10:20
		吹野バス停前	10:25 ~ 10:35
		商工会前	10:55 ~ 11:15
		保健センター前	11:20 ~ 12:00
4/27 金	滝川 小坂 陣 豊秋	今城公民館前	9:00 ~ 9:15
		小坂集落農事集会所前	9:20 ~ 9:50
		陣多目的集会所	10:00 ~ 10:30
		公民館小坂分館	10:40 ~ 11:10
		沼辺神社前	11:15 ~ 11:30
		万ヶ瀬消防倉庫前	11:35 ~ 11:50
5/7 月	木倉 高木	増見鶴消防倉庫前	11:55 ~ 12:05
		公民館木倉分館	9:00 ~ 9:20
		浄光寺前(東木倉バス停前)	9:25 ~ 9:40
		北木倉消防倉庫前	9:45 ~ 10:00
		木倉織布前	10:05 ~ 10:15
		高山生活センター前	10:25 ~ 10:40
		上高野公民館前	10:45 ~ 11:05
		旧農協高木支所前	11:10 ~ 11:30
		甘木神社前	11:35 ~ 11:50
5/8 火	辺田見 御船 滝川 木倉	富永商店前	11:55 ~ 12:10
		上辺田見公民館	9:00 ~ 9:15
		御船保健所裏	9:25 ~ 9:50
		公民館御船分館前	9:55 ~ 10:25
		瓜山観音様前	10:30 ~ 10:40
		カラオケ「よし住」前	10:45 ~ 11:05
		御船メロディ団地前	11:10 ~ 11:25
		とらや駐車場	11:30 ~ 11:45
		スポーツセンター駐車場 須賀宅裏	11:50 ~ 12:10

**注射**

犬は生涯に1回登録すれば良いですが、狂犬病の予防注射は毎年1回受けなければなりません。今年も、予防注射を集団方式で受け付けます。生後91日以上の子犬を飼っている人は、最寄りの場所で予防注射を受けてください。注射場所まで来ることができない場合、往診で対応します(有料)。

## 注射

犬の登録と狂犬病予防注射  
年に一度は愛犬に愛情一本

健康いきいき推進課健康推進係 ☎282-11602

動物病院で個別方式の予防注射を受けた人は、獣医師が発行する注射済証明書を持って、集団方式の会場、または保健センターで注射済証の交付を受けてください。予防注射に対応する獣医師は、くどう動物病院(辺田見) ☎282-10555です。

### 犬の登録手数料・注射料金

登録手数料	3,000円	
注射料金 (1頭につき)	集合方式	3,000円
	個別方式	3,500円

### 犬の登録・狂犬病予防注射の日程

期日	地区	場所	時間
4/20 金	上野 田代	北向公民館前	9:00 ~ 9:15
		公民館上野分館前	9:20 ~ 9:35
		南田代公民館前	9:40 ~ 9:50
		倉本理容宅横	9:55 ~ 10:05
		三間伏公民館前	10:10 ~ 10:20
		宮村弘方前	10:30 ~ 10:35
		浅の藪公民館前	10:45 ~ 11:00
		間所公民館前	11:10 ~ 11:15
		上田代消防倉庫前	11:25 ~ 11:35
		真田和男方前	11:45 ~ 12:00
		大谷峠バス停前	12:05 ~ 12:15
		住永一大方前	12:25 ~ 12:35

### 保険料の計算式

$$\text{所得割率 } 9.26\% + \text{均等割率 } 47,900\text{円} = \text{年額 保険料}$$

本人の総所得金額(年金、給与、営業、農業など)から33万円を差し引き後、所得割率を掛けて計算します。

一人ひとりが平等に負担する金額です。

所得割額と均等割を足し合わせた金額が年間に納める保険料です。ただし、55万円が上限額となります。

平成24・25年度の後期高齢者医療の保険料率が決定しました。保険料率は、県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに見直しを行っています。県内で75歳以上の人はすべて同じ計算です(左の式を参照)。

## 保険

県内の後期高齢者医療保険率が決定  
75歳以上の保険料見直しに

町民保険課保険係 ☎282-11113

### 保険料の納め方は二種類

保険料の納め方は▼年金から天引きする「特別徴収」▼納付書や指定口座から引き落とす「普通徴収」のいずれか二種類です。

特別徴収の対象者は、年金が年額18万円以上の人で、介護保険料とあわせて保険料額が年金額の半分を超えない人です。支払い回数は、偶数月の年6回となります。

普通徴収の対象者は▼年金が年額18万円未満の人▼介護保険料とあわせて保険料額が年金額の半分以上の人▼特別徴収から口座振替へ変更の申し出をした人です。支払い回数は、7月から3月までの年9回となります。

また、平成23年度中に75歳の誕生日を迎えた人で一定の要件に該当する人は、平成24年度の途中から「特別徴収」となります。「特別徴収」の人は届出により、口座振替による「普通徴収」に変更ができます。詳しい内容は保険係までお尋ねください。

### 保険料が最大9割まで軽減

所得が低い人、被用者保険(協会けんぽ、健康組合、共済組合など)加入者に扶養されている人の保険料は、次のとおり軽減されます。

#### 所得が低い人

世帯の総所得金額が基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下で所得が0円となる場合 → 均等割額 9割軽減

世帯の総所得金額が基礎控除額(33万円)を超えない世帯 → 均等割額 8.5割軽減

世帯の総所得金額が基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者の世帯主を除く)を超えない世帯 → 均等割額 5割軽減

世帯の総所得金額が基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数を超えない世帯 → 均等割額 2割軽減

被保険者の総所得金額が基礎控除(33万円) + 58万円を超えない人 → 所得割額 5割軽減

#### 被用者保険加入者に扶養されていた人

資格を得た日(誕生日)の前日に被用者保険加入者に扶養されていた人 → 所得割額 10割軽減  
均等割額 9割軽減